

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
北須磨支所連絡用 昇降機運行管理業 務	R6.4.1	(株)こうべ未来都市機 構	2,456,300	左記業者は須磨パティオを管理・運営しており、当該エレベーターについても須磨パティオの付帯施設として一体的な管理が行われることで、日々の運行及び警備・清掃・点検業務をそれぞれ個別に委託するより効率的な事務遂行が可能となる。また、緊急時の迅速な対応も期待でき、これらを総合的に遂行できるのは当該事業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	須磨区北須磨支所市民課 (TEL:793-1212)
民生委員の欠員地 区の解消に向けた 取り組み	R6.5.14	社会福祉法人神戸市須 磨区社会福祉協議会	1,615,000	当該法人は、地域福祉の専門的知識や情報を持ち、区内において民生委員・児童委員と連携し、高齢者見守り台帳の整備や友愛訪問ボランティアへの支援等を通して、地域見守り活動の中心的な役割を果たしているほか、「ほっとかへんネット」事務局を担っている団体である。当該事業の実施においては、民生委員・児童委員や「ほっとかへんネット」構成団体をはじめ、関係機関との調整・連携が必要不可欠であり、民生委員活動に精通し、各地区民児協と深い信頼関係のもと、各地域の実情に応じたきめ細やかな対応ができる唯一の団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	須磨区保健福祉部保健福祉課 (TEL:731-4341)
北須磨支所ビルに おける 公衆無線LAN (KOBЕ Free Wi-fi) の環境整備事業	R6.6.30	(株)ワイヤ・アンド・ワイ ヤレス	2,600,400	神戸市の区役所・支所の公衆無線LANはKOBЕ Free Wi-fiによることとされており、提供事業者である株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスと随意契約を締結するものである。 ・平成26年度より開始している神戸市内公衆無線LANサービス整備運用は、神戸市内の主要な観光スポットや移動経路において公衆無線LANサービスを提供し、外国人旅行者を中心とした観光客の利便性向上や情報発信力の強化を図る業務であり、当初より当該事業者が受託している。また、同事業者に委託することにより他社より安価での契約が見込まれる。 ・平成30年度から、区役所・支所の市民課等へ設置を行った際にも当該事業者が運営業務を受託しており、本市の求める公衆無線LAN事業サービス、運営体制を構築するうえで必要となる十分な専門知識、技能及びインフラを持ち、これまでも良好に業務を実施している。 ・現支所で使用している機器も当該事業者が設置したもので、移転にあわせての撤去も当該事業者しか請け負えないものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	須磨区北須磨支所市民課 (TEL:793-1212)